

名護市教育委員会議事録

会議名	第315回名護市教育委員会定例会議			
開催日時	令和5年4月27日(金) 開会16:00 閉会16:30			
開催場所	名護市役所庁議室			
出席者	教育長 委員(教育長職務代理者) 委員 委員 委員	岸本敏孝 大城千代子 大城享 宮城恵次 松田由絵	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課主幹兼学校給食センター所長 学校給食係長 博物館長 博物館管理係 文化スポーツ振興課長 市民スポーツ係長 市民芸術係長 総務係長	岸本尚志 玉城利和 比嘉出 伊禮健吾 仲田宏 糸数幸司 大城智 平良政樹 當山和美 大城志野 ほか担当職員
欠席者				

1 議案

議案第18号 名護市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第19号 名護市学校給食センター運営委員(監査委員)委嘱について

報告第7号 専決処分事項の報告について(名護市博物館協議会条例の一部を改正する条例の制定について)

報告第8号 専決処分事項の報告について(名護市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について)

報告第9号 専決処分事項の報告について(名護市スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

報告第10号 専決処分事項の報告について(名護市スポーツ推進委員の委嘱について)

2 内容

- ・議案第18号 名護市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(文化スポーツ振興課長より説明)

委員：新館ができることは決定していて、それに向けての整理ということでよいか。

文化スポーツ振興課長：新館を作るという決定までは取り付けていないが、名護市庁舎及び市民会館の庁舎等方針検討委員会を立ち上げており、市民会館や庁舎等の規模も調査を行っている段階である。

委員：市民会館館長をこれまで文化スポーツ振興課長が兼ねており、更に文化スポーツ振興課主幹も市民会館館長を兼ねるというはどういうことか。

文化スポーツ振興課長：「主幹の方で提案している、または主幹を兼ねる」という部分について、これまで文化スポーツ振興課長で市民芸術係が管理している市民会館の館長も兼ねていた。今年度より文化スポーツ振興課主幹が配属されているため、主幹に更新計画等も含めて市民会館館長を担ってもらい、文化スポーツ振興課長は市民スポーツ係を主としスポーツ振興を担う、というような業務分担しながら、文化スポーツ振興課において市民スポーツ係と市民芸術係の振興を図っていきたいというところである。

委員：今回、主幹が配置されたということで、主幹も館長を兼ねることができるという理解でよいか。

文化スポーツ振興課長：その通りである。

委員：主幹というのは課長になるのか。また、主幹が市民会館館長を兼ねることにより、権限が委譲するということになんでも、業務を進めるうえで支障はないということですか。

文化スポーツ振興課：主幹は課長級になる。市民会館の申請に係る業務であれば市民会館館長となり、市民会館で行われるイベント催し物についても文化スポーツ振興課長ではなく市民会館館長が出演者と調整もできるため、分担して業務を執行できると考えている。

(採決の結果、議案第18号は原案のとおり承認)

・議案第19号 名護市学校給食センター運営委員(監査委員)委嘱について

(教育委員会総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：名護中学校の総会も間に合うということか。

教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：現PTA会長が引き続き令和5年度もPTA会長となっている。

委員：輪番制で該当者は決まっていても、本会議での承認を得ないといけず、割愛はできないということか。

委員：予算があるため本会議での承認が必要ということではないか。

教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：その通りである。適正な手続きを踏ませていただきたい。

(採決の結果、議案第19号は原案のとおり承認)

・報告第7号 専決処分事項の報告について（名護市博物館協議会条例の一部を改正する条例の制定について）

(博物館館長より説明)

・報告第8号 専決処分事項の報告について（名護市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について）

（教育委員会総務課長より説明）

委員：国の法律改正は令和で新しくなっていないのか。

教)総務課長：経過措置があり、昨年度1年間で条例を改正したが施行は4月1日からとなっている。そのため、4月1日からの施行に合わせるため、専決処分となっている。

委員：国の法律は平成15年頃の改正によるものか。それとも令和に新しく改正されていないか。この法律を国が改正したということは、最近のSNS等の情報が、今までの法律では保護できておらず個人情報が漏洩してしまったため、新たに改正されたと思う。国が法律を改正したのであれば、当然名護市も制定するべきであるが、国も平成15年ではなく、もっと新しい改正があったのではないかと思うがどうか。

教)総務課長：今回の国が改正した部分は、情報公開の部分が主な内容となっている。その情報公開の内容が、一部例を挙げると手続き的な部分である。審査会を開いたり、何週間以内に情報を開示するという手続きだが、これまで根拠法令の法律がないまま市町村は運用していた。理由としては、国と独立行政法人等と民間企業の3本の法律があり、地方自治体は該当しない内容になっていたためである。しかし、令和3年9月にデジタル庁が設置される中で、令和4年4月1日にこの法律が施行され、手続き的な部分を統一すること、市町村もこの法律に該当させることという内容が制定され、令和4年度中に各市町村は条例を整えて改正を行った。

委員：情報公開に至るまでの手続きが前と違い、色々な組織を通してしか公開できないということか。

教)総務課長：その通りである。また、市町村によって異なる運用がなされており、民間、外郭団体も全て異なっていたため、これを一本化するというのが今回の改正の主な趣旨となっている。

委員：簡単に公開手続きを行ってすぐに公開できるものではなくなり、公開委員会等の組織を通してしか公開できなくなったということでよいか。

教)総務課長：これまで本市においても審議会等の情報公開の組織はあったが、そこを法に則った設置ということで、全国統一を図るという趣旨である。

・報告第9号 専決処分事項の報告について（名護市スポーツ推進審議会委員の委嘱について）

（文化スポーツ振興課長より説明）

委員：委員1名の現職場が何年か前に変わっていると思うので訂正が必要ではないか。

文化スポーツ振興課長：確認して訂正する。

・報告第10号 専決処分事項の報告について（名護市スポーツ推進委員の委嘱について）

（文化スポーツ振興課長より説明）

名護市教育委員会會議規則第 26 条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本 敏彦

作成職員 津波 古 美梨